

証券コード 8218

平成26年6月9日

株 主 各 位

新潟市南区清水4501番地1

株式会社 コメリ

代表取締役社長 捧 雄一郎

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年6月26日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 平成26年6月27日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 新潟市南区清水4501番地1
当社本店 大会議室（4階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください） |

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第53期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 取締役10名選任の件
- 第3号議案** 当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）継続の件

以上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.komeri.bit.or.jp/ir/general_meeting/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
なお、監査役又は会計監査人が監査報告又は会計監査報告を作成する際に監査した連結計算書類及び計算書類は、本定時株主総会招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております連結注記表及び個別注記表となります。
 3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.komeri.bit.or.jp>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日銀の金融緩和を背景に輸出関連企業を中心として、緩やかな回復基調となりました。また、雇用者数の増加や失業率の低下、一部企業におけるベースアップの決定等、雇用・所得環境につきましても改善基調が見えてまいりました。

小売業界におきましては、円安による輸入商品価格の上昇やエネルギーコストの高騰等による収益性悪化のマイナス局面もありましたが、消費税引き上げ前の駆け込み需要により、百貨店・家電量販店における高額品やホームセンター・ドラッグストアにおける日用消耗品等の販売が増加いたしました。このように、消費マインドは回復基調にあるものの、高額品と低価格商品の消費の二極化がますます進行してまいりました。

当連結会計年度の事業別業績は、以下のとおりです。

【ホームセンター事業】

ホームセンター事業の業績は、全国的な春の立ち上がりの遅れ、東北・北陸地方における梅雨明けの遅れと12月の少雪の影響等、季節の変わり目の天候不順により、季節商材の販売が低調に推移いたしました。一方、当社の主力カテゴリーである「金物・資材・建材」分野は、建築市場の活況を背景に販売が堅調に推移いたしました。更に、消費税引き上げ前の駆け込み需要により、各商品カテゴリーにおける消耗品の販売実績が前年を大きく上回りました。

(出店・閉店の状況)

新規出店につきましては、パワー（以下、PW）を2店舗（新潟県新潟市、福岡県大牟田市）、ホームセンター（以下、HC）を7店舗（石川県、茨城県2、千葉県、島根県、福岡県、長崎県）、ハードアンドグリーン（以下、HG）を14県下に19店舗、合計で28店舗を行いました。また、HC水

口店（滋賀県）とHG野木店（栃木県）の移転増床を行い、HC水口店は、PWへ業態転換をいたしました。なお、HC大館店（秋田県）、HG新湊店（富山県）、HG富来店（石川県）、アテナナ長岡川崎店（新潟県）を閉店したことにより、当連結会計年度末の店舗数は、PW28店舗、HC145店舗、HG962店舗、アテナ15店舗、合計で1,150店舗となりました。

（ホームセンター部門（商品部門別）の状況）

・金物・資材・建材

「金物・資材・建材」分野は、建築市場の活況を背景に木材や住宅機器を中心に堅調に推移いたしました。また、リフォーム工事の実績も前年を大きく上回りました。これにより売上高は、1,019億28百万円（前連結会計年度比107.5%）となりました。

・園芸・農業用品

「園芸・農業用品」分野は、春商材の立ち遅れや天候不順による販売への影響はありましたが、駆け込み需要により農業資材、肥料・農薬を中心に堅調に推移いたしました。これにより売上高は、721億96百万円（同104.9%）となりました。

・家庭用品

「家庭用品」分野は、駆け込み需要により日用消耗品の販売が増加いたしました。また、冷蔵庫や洗濯機等の家電製品も好調に推移いたしました。これにより売上高は、799億86百万円（同105.0%）となりました。

・オフィス・レジャー用品

「オフィス・レジャー用品」分野は、ペット用品が猫フード中心に回復基調となりました。これにより売上高は、440億32百万円（同102.7%）となりました。

・灯油他

「灯油他」分野は、灯油の販売数量は減少いたしました。単価が上昇したため売上高は、前年並みの205億64百万円（同101.0%）となりました。

商品部門別売上高

商品部門	平成25年3月期		平成26年3月期		
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	前連結会計 年度比 (%)
金物・資材・建材	94,847	31.3	101,928	32.0	107.5
園芸・農用品	68,815	22.7	72,196	22.7	104.9
家庭用品	76,177	25.1	79,986	25.1	105.0
オフィス・レジャー用品	42,874	14.2	44,032	13.8	102.7
灯油他	20,367	6.7	20,564	6.4	101.0
ホームセンター部門合計	303,082	100.0	318,708	100.0	105.2

出店の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期
店舗数(店舗)	1,126	1,150
新規出店数(店舗)	39	28

(その他部門の状況)

・物流

北星産業㈱は、当社グループの物流拠点として、全国に9ヶ所の流通センターを運営しております。昨年1月に新設した「茨城流通センター」の稼働率も順調に向上しております。営業収益は、135億60百万円（前連結会計年度比107.9%）となりました。

・情報

㈱ビット・エイは、各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発を行っており、営業収益は、82億30百万円（同106.6%）となりました。

・クレジットカード

㈱コメリキャピタルは、クレジットカード業務及びその付帯業務並びに保険代理店業務を行っており、営業収益は、24億3百万円（同119.6%）となりました。

【その他事業】

㈱ライフコメリは、LPガス、ガソリン、灯油及びそれらの関連機器を販売しております。

㈱ムービータイムは、書籍の販売及びビデオソフト等のレンタルを行っております。

以上の結果、当連結会計年度の営業収益は、3,355億67百万円（前連結会計年度比105.1%）、営業利益は、202億46百万円（同105.6%）、経常利益は、196億26百万円（同105.7%）となりました。なお、復興特別法人税の廃止に

に伴い、当連結会計年度の法人税等調整額が1億11百万円増加いたしました。その結果、当期純利益は、105億73百万円（同105.7%）となり、営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益ともに過去最高となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして実施いたしました設備投資は、主としてPW 2店舗、HC 7店舗、HG 19店舗の新規出店、HC 1店舗（PWへ業態転換）、HG 1店舗の移転増床であり、その総額は150億円であります。

(3) 資金調達状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、緩やかな景気回復の兆しが見えてきたものの、中国の経済成長率の低下や東欧における情勢不安等の懸念材料は、依然として払拭されない状況であります。一方、小売業界におきましては、人口及び世帯数の減少や業種・業態の垣根を越えた販売競争等、ますます厳しくなり、消費者物価が上昇基調を強めていることや消費税率の引き上げによる消費マインドの冷え込み等、先行きの不透明感も継続するものと予想されます。また、出店に関わる建築コストの高騰や人件費等の費用負担の増加による収益面への影響も懸念されます。

このような状況のもと、当社グループは、「住まい」と「農業」に重点をおき、より一層の商品開発と販売体制の強化に努めてまいります。

売上につきましては、消費税引き上げ前の駆け込み需要の反動が見込まれるものの、主力カテゴリーの「金物・資材・建材」と「園芸・農業用品」分野に重点をおき、更なる品揃えの拡充とご満足いただける価格の実現に努めてまいります。また、新たなPB商品の開発及び販売拡大により商品荒利率の改善にも努めてまいります。

出店につきましては、PW、HC、HGを商圈規模に応じて「船団方式」で出店し、更なる店舗網の拡大及びドミナント化を推し進めてまいります。次期の出店は、PW 8店舗、HC 7店舗、HG 20店舗、合計で35店舗を予定しており、そのうち北海道へはPW 2店舗、HG 1店舗を見込んでおります。また、HGは、首都圏1都3県の人口密集地への出店も予定しております。

また、当社グループの成長戦略の実現のために、インターネットによる情報提供・商品販売やカードシステムによる上顧客プログラムの展開等、情報の収集・分析、より高度なシステムの構築及び広範な情報基盤の確立も進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (平成23年3月期)		第51期 (平成24年3月期)		第52期 (平成25年3月期)		第53期 (平成26年3月期)	
	金 額	比 率 (%)						
営業収益(百万円)	298,594	100.0	312,017	100.0	319,245	100.0	335,567	100.0
営業利益(百万円)	15,869	5.3	20,226	6.5	19,178	6.0	20,246	6.0
経常利益(百万円)	15,361	5.1	19,617	6.3	18,570	5.8	19,626	5.8
当期純利益(百万円)	5,698	1.9	9,687	3.1	10,000	3.1	10,573	3.2
1株当たり 当期純利益(円)	111.86	—	190.78	—	196.94	—	208.22	—
総資産(百万円)	247,688	—	257,609	—	272,073	—	296,811	—
純資産(百万円)	108,498	—	116,787	—	125,432	—	133,822	—

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第50期 (平成23年3月期)		第51期 (平成24年3月期)		第52期 (平成25年3月期)		第53期 (平成26年3月期)	
	金 額	比 率 (%)						
営業収益(百万円)	286,368	100.0	298,231	100.0	305,385	100.0	321,136	100.0
営業利益(百万円)	13,502	4.7	16,267	5.5	15,065	4.9	15,601	4.9
経常利益(百万円)	13,660	4.8	16,436	5.5	15,283	5.0	15,789	4.9
当期純利益(百万円)	4,873	1.7	8,131	2.7	8,293	2.7	8,481	2.6
1株当たり 当期純利益(円)	95.66	—	160.14	—	163.33	—	167.01	—
総資産(百万円)	233,376	—	241,481	—	253,558	—	277,687	—
純資産(百万円)	98,544	—	105,277	—	112,215	—	118,862	—

(6) 重要な子会社の状況（平成26年3月31日現在）

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ライフコメリ	30	100.0	L Pガス、ガソリン、灯油及びそれらの関連機器の販売
北 星 産 業 株 式 会 社	336	100.0	商品配送管理業務
株式会社ムービータイム	248	100.0	書籍の販売及びビデオソフト等のレンタル
株式会社ビット・エイ	50	100.0	各種情報処理及びコンピュータソフトウェアの開発
株式会社コメリキャピタル	450	100.0	クレジットカード業務及びその付帯業務並びに保険代理店業務

- (注) 1. 非連結子会社は、大連米利海辰商場有限公司、米利商品開発股份有限公司、上海米利貿易有限公司、株式会社アクア、株式会社アテナ、株式会社コメリクリエイトの6社であります。
2. 株式会社ムービータイムは、平成25年4月1日をもって、株式会社ムービータイム（宮脇書店）を吸収合併いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成26年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社5社で構成されております。その事業は、住まいの分野を事業の中核と捉え、金物・工具・建築資材等のハードウェア商品と、園芸・植物・農業資材等のグリーン商品を主たる商材として、流通業を営んでおります。また、関連する商品の調達、物流、その他のサービス等をグループ一体となり展開しております。

(8) 主要な営業拠点等 (平成26年3月31日現在)

会社名	区分	所在地	形態	拠点数
株式会社コメリ	本店	新潟県	ホームセンター 店舗	1,150店舗 (注) 都道府県別店舗数内 訳は後記のとおり
	地区本部	新潟県、岩手県、 福島県、群馬県、 福井県、三重県、 岡山県、福岡県、 に各1箇所		
株式会社ライフコメリ	本店	新潟県	営業所	4拠点(新潟県3、長野県1)
北星産業株式会社	本店	新潟県	流通管理センター 流通センター	1箇所(新潟県) 8箇所(岩手県、福島県、茨城県、群馬県、福井県、三重県、岡山県、福岡県に各1)
株式会社ムービータイム	本店	新潟県	店舗	12店舗(新潟県8、石川県1、三重県3)
株式会社ビット・エイ	本店	新潟県	事業所	2箇所(新潟県2)
株式会社コメリキャピタル	本店	新潟県	事業所	2箇所(新潟県1、東京都1)

(注) ホームセンター店舗の都道府県別店舗数内訳 (1,150店舗)

新潟県	89	北海道	2	青森県	18	岩手県	34
宮城県	35	秋田県	39	山形県	30	福島県	57
茨城県	40	栃木県	38	群馬県	36	埼玉県	29
千葉県	48	東京都	8	神奈川県	5	富山県	23
石川県	21	福井県	20	山梨県	19	長野県	50
岐阜県	38	静岡県	20	愛知県	8	三重県	45
滋賀県	26	京都府	18	大阪府	7	兵庫県	33
奈良県	12	和歌山県	20	鳥取県	11	島根県	8
岡山県	27	広島県	20	山口県	17	徳島県	17
香川県	10	愛媛県	10	高知県	10	福岡県	28
佐賀県	15	長崎県	16	熊本県	37	大分県	13
宮崎県	20	鹿児島県	23				

(9) 従業員の状況（平成26年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業部門	従業員数	前連結会計年度末比増減
ホームセンター事業	4,467名	△12名
その他事業	61名	△2名
合計	4,528名	△14名

(注) 上記従業員のほかに、平成26年3月31日現在のパートタイマーは、4,639名（前連結会計年度末比250名増）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
4,085名	△9名	32歳10ヵ月	8年10ヵ月

(注) 上記従業員のほかに、平成26年3月31日現在のパートタイマーは、3,950名（前事業年度末比161名増）であります。なお、パートタイマーの員数については、1日8時間換算による月平均人員で算出しております。

(10) 主要な借入先（平成26年3月31日現在）

借入先	借入額
	百万円
株式会社みずほ銀行	25,019
株式会社三菱東京UFJ銀行	16,862
株式会社第四銀行	16,470
農林中央金庫	8,786

2 会社の株式に関する事項（平成26年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 131,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 54,409,168株
 (3) 株主数 9,340名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 米 利	13,734,642	27.0
捧 賢 一	2,717,585	5.4
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	1,563,900	3.1
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社 退 職 給 付 信 託 み ず ほ 銀 行 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,500,000	3.0
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 9 ）	1,428,600	2.8
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,325,373	2.6
有 限 会 社 さ さ げ	1,300,647	2.6
NORTHERN TRUST CO. (A V F C) R E 1 5 P C T T R E A T Y A C C O U N T	1,186,400	2.3
捧 欽 二	1,142,397	2.2
T H E C H A S E M A N H A T T A N B A N K , N . A . L O N D O N S E C S L E N D I N G O M N I B U S A C C O U N T	1,020,865	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式3,625,547株を保有しておりますが、上記大株主から除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を除いて算出しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況（平成26年3月31日現在）

- ・新株予約権の数
807個
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式80,700株（新株予約権1個につき100株）

・当社役員の保有状況

	回次（行使価格）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（1株あたり1円）	平成23年8月13日 ～平成53年8月12日	384 個	5名
	第2回（1株あたり1円）	平成24年7月12日 ～平成54年7月11日	231 個	7名
	第3回（1株あたり1円）	平成25年7月11日 ～平成55年7月10日	192 個	7名

(注) 1. 権利行使についての主な条件

イ 各新株予約権1個の一部行使は認めない。

ロ 新株予約権者は、行使可能期間内であることに加え、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日を起算日として10日が経過するまでの間に限り、新株予約権を行使することができる。

2. 取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

また、新株予約権者が以下のいずれかの事由に該当し、権利を行使し得なくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 会社に重大な損害を与えた場合。

ロ 相続開始時に、新株予約権者が届け出た相続人が死亡している場合。

ハ 新株予約権者が書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

3. その他の条件

取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成26年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	捧 賢 一	最高経営責任者（CEO） 北星産業株式会社代表取締役 株式会社ライフコメリ代表取締役 株式会社ビット・エイ代表取締役 公益財団法人コメリ緑育成財団理事長 NPO法人コメリ災害対策センター理事長 公益財団法人雪梁舎美術館理事長
代 表 取 締 役 社 長	捧 雄 一 郎	最高執行責任者（COO） 北星産業株式会社代表取締役 株式会社ビット・エイ代表取締役 株式会社ムービータイム代表取締役 株式会社コメリキャピタル代表取締役 株式会社コメリクリエイイト代表取締役
常 務 取 締 役	板 垣 隆 義	常務取締役常務執行役員店舗運営担当兼コンプライアンス担当
取 締 役	松 田 修 一	ウエルインベストメント株式会社社外取締役 株式会社ミロク情報サービス社外取締役 株式会社社民間資金等活用事業推進機構社外取締役
取 締 役	石 澤 登	執行役員人事部ゼネラルマネジャー 株式会社ビット・エイ常務取締役 株式会社コメリクリエイイト代表取締役
取 締 役	青 木 衛	株式会社ムービータイム代表取締役
取 締 役	田 邊 正	執行役員商品担当兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼アテナー担当
取 締 役	早 川 博	執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼関係会社統括室ゼネラルマネジャー 会長付広報担当
常 勤 監 査 役	住 吉 正 二 郎	北星産業株式会社監査役 株式会社ビット・エイ監査役
監 査 役	藤 田 善 六	弁護士 福田道路株式会社社外監査役 新潟縣信用組合監事
監 査 役	木 内 政 雄	株式会社インファーマシーズ社外取締役 株式会社U. P. n. P代表取締役
監 査 役	田久保 武 志	公認会計士 株式会社コメリキャピタル監査役

- (注) 1. 取締役 松田修一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 藤田善六、木内政雄及び田久保武志の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 松田修一並びに監査役 木内政雄及び田久保武志の各氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 監査役 木内政雄及び田久保武志の両氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 木内政雄氏は、株式会社U. P. n. P代表取締役であり、会社経営に携わっております。
 - ・監査役 田久保武志氏は、公認会計士の資格を有しております。
5. 平成25年6月21日開催の第52回定時株主総会の終結の時をもって、取締役 小杉利元氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 員 数	支 給 総 額
取 締 役	9名	297百万円
監 査 役	4名	32百万円

- (注) 1. 上記支給員数には、当事業年度中に退任した取締役1名が含まれております。
2. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人部分の給与相当額は、総額52百万円であります。
 3. 上記報酬等の額には、以下のものが含まれています。
 - ① 当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額59百万円
 - ② 取締役（社外取締役を除く）7名に対するいわゆる株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額59百万円
 4. 株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額400百万円であります。
（平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会決議）
 5. 株主総会の決議による監査役の報酬限度額は、年額60百万円であります。
（平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会決議）
 6. 株主総会の決議による取締役（社外取締役を除く）のストック・オプション報酬限度額は、年額150百万円であります。（平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会決議）
 7. 上記のほか、平成22年6月29日開催の第49回定時株主総会における役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給決議に基づき、退任した取締役2名に6,236万円の退職慰労金を支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係
 - ・取締役 松田修一氏は、ウエルインベストメント株式会社社外取締役、株式会社ミロク情報サービス社外取締役及び株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役であります。当社は、ウエルインベストメント株式会社、株式会社ミロク情報サービス及び株式会社民間資金等活用事業推進機構とは特別の関係はありません。
 - ・監査役 藤田善六氏は、福田道路株式会社社外監査役及び新潟県信用組合監事であります。当社は、福田道路株式会社及び新潟県信用組合とは特別の関係はありません。

- ・監査役 木内政雄氏は、株式会社インファーマシーズ社外取締役及び株式会社U. P. n. P代表取締役であります。当社は、株式会社インファーマシーズ及び株式会社U. P. n. Pとは特別の関係はありません。
- ・監査役 田久保武志氏は、当社の連結子会社である株式会社コメリキャピタル監査役であります。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	松 田 修 一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回すべてに出席し、長きにわたる大学教授の経験や起業家支援の経験を活かした専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	藤 田 善 六	当事業年度開催の取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査役会13回のうち11回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社 外 監 査 役	木 内 政 雄	当事業年度開催の取締役会12回のうち9回に出席し、また、監査役会13回のうち11回に出席し、主に企業経営者としての幅広い視野と豊かな経験から発言を行っております。
社 外 監 査 役	田 久 保 武 志	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回すべてに、また、監査役会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成18年6月29日開催の第45回定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役 松田修一並びに社外監査役 藤田善六、木内政雄及び田久保武志の各氏と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(社外取締役の責任限定契約)

社外取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

(社外監査役の責任限定契約)

社外監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する。

④ 社外役員の報酬等の総額

	員 数	報酬等の額	当 社 の 子 会 社 か ら の 役 員 報 酬 等
社外役員の報酬等の総額	4名	25百万円	—

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	44百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任及び会計監査人として適切に職務を遂行することが困難と認められる場合、監査役会の同意または請求により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

6 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に関する基本方針につきまして、平成20年4月30日開催の取締役会で、一部改定の決議を行っております。

改定後の基本方針は、次のとおりであります。

内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、「企業は公器である」との基本理念及び「コメリグループ行動指針」に基づき、当社グループとご縁のある全てのステークホルダーに対

して責任ある経営を実現し、長期的な企業価値の拡大を図るために努力する。そして、上場企業としての立場からは、株主の権利と利益を守るための健全な経営と、それを裏付ける経営監視機能及び適時適切な情報開示が最重要課題の一つであると認識する。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの実践が経営の最重要課題の一つであることから、「コンプライアンス委員会」を設置する。当委員会は「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、企業倫理、法令遵守のため、研修、指導を行う。また、コンプライアンスに反する違法行為等については、その事実を当社グループとして、速やかに認識し、違法行為等による危機を極小化するため「ヘルプライン」を設ける。また、内部監査機能として、「監査室」が各部門の業務遂行状況の監査を定期的実施し、業務改善の助言を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報の保存及び管理については、「情報セキュリティポリシー」、「文書管理規程」、「機密文書取扱規程」、「電子情報管理規程」に基づき、情報のセキュリティ、保存及び管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関する各種リスクに対し、各部署がそれぞれ法令、規程に基づき対応を行う。また、業務の細目にわたって「業務マニュアル」を作成し、当該マニュアルの改訂、教育、監査を必要に応じ実施し、リスク回避に努める。特に、自然災害、不慮の事故等に関しては、「危機管理対策規程」に基づき、危機対策本部を設置し、迅速な対応を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「職制および業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき職務の責任、権限を明確にし、その執行を行う。また、毎月1回、定期的に開催される取締役会のほか、各種会議体を設け、当社グループの全体の意思統一を図り、職務の執行が効率的に行われる体制を確保する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループは「コメリグループ行動指針」に基づき行動し、当社の「関係会社統括室」において、子会社の業務全般について管理を行う。また、当社の内部統制に関する諸規程はグループ全社を対象とし、共通の認識において行動する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の職務を補助するため、使用人を置くことを監査役が求めたときは、社内にて必要な体制を敷く。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

上記使用人の取締役からの独立性を確保するため、同使用人の任命、評価等は監査役会と協議して行うものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役または監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役と取締役とが、あらかじめ協議し定めた事項について監査役に報告する体制をとる。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会をはじめとする重要会議への出席、取締役からの業務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧等を通じ、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行について監査の実効性の確保を図るものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた考え方

当社グループは、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、関係法令等に従い、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

7 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量

買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買取者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買取者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は下記(2)に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

そこで、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

① 経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

② 企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、圧倒的な品ぞろえで独自の専門店業態であるHG、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できるHC、そして圧倒的な売場面積と品揃えでプロのおお客様のご要望にもお応えできる大型店のPWを全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成26年3月31日現在、PW28店舗、HC145店舗、HG962店舗、アテナ15店舗を含めると合計で1,150店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマスの方を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農薬用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのおお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMER I. COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマス力を最大限に活かした経営を行っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会において「当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）」（以下、本プラン）の承認をいただいております。本プランは、有事の際に対抗措置（新株予約権の無償割当ての実施）を発動する事前警告型のプランです。具体的には、以下のような内容を有しております。

- ① 当社が発行する株式等について、20%以上の買付け等を行うことを希望する買付者等は、予め買付け内容等の検討に必要な情報等を当社に提出していただきます。
- ② 新株予約権の無償割当ての実施・不実施や取得等につき、取締役会の恣意的判断を排するために、取締役会から独立した組織である特別委員会が設置されます。
特別委員会は、買付者等から提出していただいた情報を精査し、追加的に情報提供を求めたり、当社取締役会に対して、当該買付け行為に対する意見及びその根拠資料、代替案等を求めることがあります。
- ③ 特別委員会は、買付者等や当社取締役会から情報・資料を受領した後、必要に応じ、外部専門家等の助言を得た上、買付者等の買付け内容、当社取締役会の提示した代替案等について、評価・検討し、当社取締役会に対抗措置の発動の要否を勧告します。
- ④ 当社取締役会は、特別委員会の判断を得た上、買付者等が、当社の一定の手続きを遵守しない場合や当該買付け行為が当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なう等と認められる場合に、新株予約権の無償割当ての実施を決議します。
- ⑤ 対抗措置として、新株予約権を割当てる場合には、当該新株予約権に買付者等による権利行使は認められないという行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されています。

(4) 上記(3)が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことについての判断とその理由

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

② 株主意思の重視

本プランは、平成19年6月28日開催の第46回定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に導入され、平成21年6月26日開催の第48回定時株主総会及び平成23年6月24日開催の第50回定時株主総会において、実質的同一内容で継続することのご承認を得ております。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

③ 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

④ 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

なお、当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催の第53回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、実質的内容の変更を含まない所要の修正のみを行い、現プランを継続することを決議いたしました。

詳細は、本招集ご通知の株主総会参考書類40頁から59頁までに記載の通りであります。

8 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の向上による株主利益の増大を最重要課題として位置付けております。利益配分につきましては、経営基盤や財務体質の強化を図りつつ、安定的な配当の継続的实施を目指しておりますが、利益水準や配当性向も考慮してまいります。

内部留保資金は、新店投資資金や、既存店舗をより活性化するための増床・改装に効率的に充て、売上高の拡大及び株主資本利益率の一層の向上により、長期的・総合的視点から株主利益の増大を図ってまいります。

これらの方針に基づき、当連結会計年度の期末配当金につきましては、平成26年5月20日開催の取締役会決議により、1株につき18円（支払開始日：平成26年6月30日）とさせていただきます。また、すでに、中間配当金1株につき18円を実施いたしておりますので、当連結会計年度の年間配当金は1株につき36円となります。

また、次期の配当金につきましては、1株につき、中間配当金18円、期末配当金18円の年間36円を予定しております。

なお、当社は、平成25年6月21日開催の第52回定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会によらず取締役会の決議によって定める旨の定款変更を行っております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。また、比率等の表示桁未満の端数を四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	133,270	流動負債	119,054
現金及び預金	13,029	支払手形及び買掛金	50,739
受取手形及び売掛金	11,749	短期借入金	40,350
有価証券	11	1年内返済予定長期借入金	6,745
商品及び製品	98,944	リース債務	2,099
原材料及び貯蔵品	164	未払金	7,922
前払費用	1,399	未払費用	237
繰延税金資産	1,275	未払法人税等	3,729
その他	6,908	未払消費税等	618
貸倒引当金	△212	賞与引当金	2,023
固定資産	163,540	役員賞与引当金	60
有形固定資産	139,969	店舗閉鎖損失引当金	21
建物及び構築物	96,295	ポイント引当金	474
機械装置及び運搬具	4,070	災害損失引当金	9
土地	28,885	設備関係支払手形	2,218
リース資産	6,277	その他	1,804
建設仮勘定	1,770	固定負債	43,934
その他	2,670	長期借入金	24,621
無形固定資産	7,247	リース債務	4,926
借地権	4,613	繰延税金負債	222
リース資産	0	役員退職慰労引当金	961
その他	2,634	退職給付に係る負債	7,335
投資その他の資産	16,323	資産除去債務	3,925
投資有価証券	462	預り保証金	1,713
長期前払費用	900	その他	226
繰延税金資産	5,922	負債合計	162,988
敷金及び保証金	8,208	純資産の部	
その他	854	株主資本	133,668
貸倒引当金	△25	資本剰余金	18,802
資産合計	296,811	利益剰余金	25,260
		自己株式	△8,799
		その他の包括利益累計額	△9
		その他有価証券評価差額金	72
		繰延ヘッジ損益	267
		退職給付に係る調整累計額	△349
		新株予約権	163
		純資産合計	133,822
		負債・純資産合計	296,811

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		325,222
売 上 原 価		223,185
売 上 総 利 益		102,036
営 業 収 入		10,344
営 業 総 利 益		112,381
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		92,134
営 業 利 益		20,246
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	42	
受 取 補 償 金	108	
そ の 他	262	414
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	525	
為 替 差 損	412	
そ の 他	96	1,033
経 常 利 益		19,626
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	266	
減 損 損 失	1,331	1,598
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		18,027
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,082	
法 人 税 等 調 整 額	371	7,454
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		10,573
当 期 純 利 益		10,573

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成25年4月1日 期首残高	18,802	25,260	89,660	△8,810	124,912
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,828		△1,828
当期純利益			10,573		10,573
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分			△1	12	11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	8,744	11	8,755
平成26年3月31日 期末残高	18,802	25,260	98,404	△8,799	133,668

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 値 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
平成25年4月1日 期首残高	68	335	-	404	115	125,432
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,828
当期純利益						10,573
自己株式の取得						△1
自己株式の処分						11
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	4	△68	△349	△413	47	△365
連結会計年度中の変動額合計	4	△68	△349	△413	47	8,390
平成26年3月31日 期末残高	72	267	△349	△9	163	133,822

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	124,292	流動負債	116,935
現金及び預金	11,719	支払手形	4,883
売掛金	6,432	買掛金	43,389
有価証券	11	短期借入金	42,200
商品及び製品	97,042	1年内返済予定長期借入金	6,542
材料及び貯蔵品	132	リース負債	2,084
前払費用	1,272	未払法人税等	8,732
繰延税金資産	1,019	未払消費税	2,806
関係会社短期貸付金	3,130	未払受取金	370
未収入金	2,747	預り金	1,044
その他の他金	811	賞与引当金	496
貸倒引当金	△27	役員賞与引当金	1,757
固定資産	153,394	店舗閉鎖損失引当金	59
有形固定資産	120,135	ポインント引当金	21
建物	75,273	災害損失引当金	474
構築物	9,748	資産除去債務	9
機械装置	1,975	設備関係支払手形	2,026
車両運搬具	0	その他	19
器具備品	1,418	固定負債	41,889
土地	23,691	長期借入金	23,979
リース資産	6,258	リース負債	4,919
建設仮勘定	1,770	退職給付引当金	6,487
無形固定資産	4,605	役員退職慰労引当金	961
借地権	4,422	資産除去債務	3,662
その他の他	183	預り保証	1,652
投資その他の資産	28,653	その他	226
投資有価証券	414	負債合計	158,824
関係会社株式	1,220	純資産の部	
関係会社出資金	267	株主資本	118,358
長期貸付金	126	資本剰余金	18,802
関係会社長期貸付金	12,268	資本準備金	29,855
長期前払費用	862	利益剰余金	29,855
繰延税金資産	5,058	利益準備金	78,500
差入保証金	2,545	その他利益剰余金	1,024
敷金の他	5,409	固定資産圧縮積立金	77,475
貸倒引当金	△42	特別償却準備金	66
資産合計	277,687	別途積立金	1,023
		繰越利益剰余金	68,500
		自己株式	7,885
		評価・換算差額等	△8,799
		その他有価証券評価差額金	340
		繰延ヘッジ損益	72
		新株予約権	267
		純資産合計	163
		負債・純資産合計	277,687

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		318,722
売 上 原 価		225,824
売 上 総 利 益		92,898
営 業 収 入		2,414
営 業 総 利 益		95,312
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		79,710
営 業 利 益		15,601
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	832	
そ の 他	380	1,213
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	517	
為 替 差 損	412	
そ の 他	94	1,025
経 常 利 益		15,789
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	255	
減 損 損 失	1,315	1,570
税 引 前 当 期 純 利 益		14,218
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	5,500	
法 人 税 等 調 整 額	236	5,737
当 期 純 利 益		8,481

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				繰越利益剰余金
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 準 備 金	
平成25年4月1日 期首残高	18,802	29,855	29,855	1,024	75	52	62,000	8,696
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩し					△8			8
特別償却準備金の積立て						982		△982
特別償却準備金の取崩し						△11		11
別途積立金の積立て							6,500	△6,500
剰余金の配当								△1,828
当期純利益								8,481
自己株式の取得								
自己株式の処分								△1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△8	971	6,500	△811
平成26年3月31日 期末残高	18,802	29,855	29,855	1,024	66	1,023	68,500	7,885

	株主資本			評価・換算差額等			新 予 約 権	純 資 産 計
	利益剰余金 利益剰余金 合 計	自己株式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 上 償 却 延 滞 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計		
平成25年4月1日 期首残高	71,848	△8,810	111,695	68	335	404	115	112,215
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩し	-		-					-
特別償却準備金の積立て	-		-					-
特別償却準備金の取崩し	-		-					-
別途積立金の積立て	-		-					-
剰余金の配当	△1,828		△1,828					△1,828
当期純利益	8,481		8,481					8,481
自己株式の取得		△1	△1					△1
自己株式の処分	△1	12	11					11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				4	△68	△63	47	△15
事業年度中の変動額合計	6,651	11	6,662	4	△68	△63	47	6,646
平成26年3月31日 期末残高	78,500	△8,799	118,358	72	267	340	163	118,862

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社 コ メ リ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	北 方 宏 樹 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	白 井 正 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	若 松 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コメリの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コメリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年5月14日

株式会社 コ メ リ
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 方 宏 樹 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白 井 正 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若 松 大 輔 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コメリの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月20日

株式会社コメリ監査役会

常勤監査役	住吉	正二郎	ⓐ
社外監査役	藤田	善六	ⓐ
社外監査役	木内	政雄	ⓐ
社外監査役	田久保	武志	ⓐ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

当社グループの今後の事業の多様化等への対応のため、現行定款第2条の事業の目的の修正・追加を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～3. (条文省略)	1. ～3. (現行どおり)
4. 園芸植物、花卉、花木、樹木、果樹、各種種苗の <u>育苗</u> および販売。	4. 園芸植物、花卉、花木、樹木、果樹、各種種苗の <u>生産、集荷</u> および販売。
5. ～14. (条文省略)	5. ～14. (現行どおり)
15. 防犯、防火、防災および安全に関する設備機器、システムの販売 <u>および</u> リース。	15. 防犯、防火、防災および安全に関する設備機器、システムの販売、 <u>リースおよび</u> 保守。
16. (条文省略)	16. (現行どおり)
17. コンピューターシステムの開発受託、販売 <u>ならびに</u> 指導。	17. コンピューターシステムの開発受託、販売、 <u>指導、リースおよび</u> 保守。
18. ～52. (条文省略) (新 設)	18. ～52. (現行どおり)
<u>53.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務。	<u>53.</u> <u>警備業法に基づく警備業。</u> <u>54.</u> 前各号に付帯関連する一切の業務。

第2号議案 取締役10名選任の件

現在の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制並びにコーポレートガバナンス強化を図るため、2名増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ささげ けんいち 捧 賢一 (昭和8年6月24日)	昭和37年7月 当社設立 取締役 昭和54年8月 当社代表取締役（現任） 平成15年6月 当社代表取締役会長・CEO（現任） （重要な兼職の状況） 北星産業株式会社代表取締役 株式会社ライフコムリ代表取締役 株式会社ビット・エイ代表取締役 公益財団法人コメリ緑育成財団理事長 NPO法人コメリ災害対策センター理事長 公益財団法人雪梁舎美術館理事長	2,717,585株
2	ささげ ゆういちろう 捧 雄一郎 (昭和31年5月20日)	昭和63年4月 当社入社 平成4年6月 当社取締役流通システム企画担当部長 平成6年9月 当社取締役パワー上越店店長 平成8年3月 当社常務取締役総合企画室室長 平成9年2月 当社常務取締役商品部長 平成13年2月 当社専務取締役営業本部長 平成14年6月 当社取締役副社長営業本部長 平成15年6月 当社代表取締役社長・COO（現任） （重要な兼職の状況） 北星産業株式会社代表取締役 株式会社ビット・エイ代表取締役 株式会社ムービータイム代表取締役 株式会社コメリキャピタル代表取締役 株式会社コメリクリエイト代表取締役	699,330株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	いたがき たかよし 板垣 隆義 (昭和27年2月12日)	<p>昭和52年2月 当社入社</p> <p>平成元年6月 当社取締役人事教育部長</p> <p>平成2年6月 当社取締役経理部長</p> <p>平成5年1月 当社取締役能力開発室室長</p> <p>平成9年6月 当社常務取締役人事部長</p> <p>平成10年1月 当社常務取締役営業本部商品部長</p> <p>平成13年8月 当社常務取締役営業本部関西地区本部長</p> <p>平成15年6月 当社常務取締役常務執行役員地区本部統括担当兼新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー</p> <p>平成18年11月 当社常務取締役常務執行役員新潟地区本部ゾーンマネジャー兼消費者室ゼネラルマネジャー兼コンプライアンス担当</p> <p>平成20年7月 当社常務取締役常務執行役員開発・建設本部長兼コンプライアンス担当</p> <p>平成22年11月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼経理統括兼コンプライアンス担当</p> <p>平成23年6月 当社常務取締役常務執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼財務・経理統括兼コンプライアンス担当</p> <p>平成26年3月 当社常務取締役常務執行役員店舗運営担当兼コンプライアンス担当（現任）</p>	49,308株
4	まつだ しゅういち 松田 修一 (昭和18年10月1日)	<p>昭和61年4月 早稲田大学システム科学研究所助教</p> <p>平成3年4月 早稲田大学システム科学研究所教授</p> <p>平成9年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科MBA担当教授</p> <p>平成12年6月 当社取締役（現任）</p> <p>平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科MOT担当教授</p> <p>平成24年4月 早稲田大学名誉教授（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>ウエルインベストメント株式会社社外取締役</p> <p>株式会社ミロク情報サービス社外取締役</p> <p>株式会社民間資金等活用事業推進機構社外取締役</p>	4,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	いし ぎわ のぼる 石澤 登 (昭和33年1月5日)	昭和55年3月 当社入社 平成13年5月 当社業務改革推進室室長 平成15年6月 当社執行役員業務改革推進室ゼネラルマネジャー 平成19年6月 当社取締役執行役員業務改革推進室ゼネラルマネジャー 平成20年7月 当社取締役執行役員人事部ゼネラルマネジャー（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ビット・エイ 常務取締役 株式会社コメリクリエイイト代表取締役	10,632株
6	あお き まもる 青木 衛 (昭和29年12月19日)	昭和54年3月 当社入社 平成10年3月 当社福島地区本部長 平成15年3月 当社パワー河渡店店長 平成15年8月 当社リーシング部ゼネラルマネジャー 平成18年7月 当社商品第2部ゼネラルマネジャー 平成19年6月 当社執行役員商品開発部ゼネラルマネジャー 平成20年7月 当社執行役員店舗運営本部長 平成21年6月 当社取締役執行役員店舗運営本部長 平成26年3月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ムービータイム代表取締役	3,800株
7	たな べ ただし 田邊 正 (昭和33年9月1日)	昭和56年3月 当社入社 平成14年3月 当社建設リフォーム部長 平成15年12月 当社商品部ゼネラルマネジャー 平成17年5月 当社SCM部ゼネラルマネジャー 平成17年9月 当社新潟地区本部ゾーンマネジャー 平成21年6月 当社執行役員インテリア商品部ゼネラルマネジャー兼国際室ゼネラルマネジャー 平成22年1月 当社執行役員商品本部長兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼国際室ゼネラルマネジャー兼アテナ担当 平成24年6月 当社取締役執行役員商品本部長兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼国際室ゼネラルマネジャー兼アテナ担当 平成26年3月 当社取締役執行役員商品担当兼パワー事業部ゼネラルマネジャー兼アテナ担当（現任）	6,218株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	はやかわ ひろし 早川 博 (昭和38年8月22日)	昭和60年8月 当社入社 平成18年4月 当社秘書室ゼネラルマネジャー 平成23年1月 当社執行役員秘書室ゼネラルマネジャー 平成24年6月 当社取締役執行役員秘書室ゼネラルマネジャー 平成25年6月 当社取締役執行役員秘書室ゼネラルマネジャー兼関係会社統括室ゼネラルマネジャー 平成26年3月 当社取締役執行役員経営企画室ゼネラルマネジャー兼関係会社統括室ゼネラルマネジャー 会長付広報担当(現任)	8,732株
9	すずき かつし 鈴木 勝志 (昭和39年6月23日)	昭和63年3月 当社入社 平成14年4月 当社ドットコム事業部ゼネラルマネジャー 平成24年6月 当社執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー 平成26年3月 当社執行役員新事業推進室ゼネラルマネジャー兼ドットコム事業部ゼネラルマネジャー兼オペレーションサポート担当(現任)	1,600株
10	ほさか なおし 保坂 直志 (昭和44年2月28日)	平成6年3月 当社入社 平成21年4月 当社店舗企画部ゼネラルマネジャー 平成24年6月 当社執行役員店舗企画部ゼネラルマネジャー(現任)	1,900株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. 松田修氏は社外取締役候補者であり、本総会の終結の時点での就任年数は、14年であります。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、長きにわたる大学教授としての専門知識と、幅広い視野及び豊かな経験を生かして、当社の経営上の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
3. 松田修氏の再任が承認された場合、当社は、同氏と責任限定契約を継続する予定であります。

(責任限定契約の内容の概要)

会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合等法令に定める要件に該当するときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負担する。

4. 松田修氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 上記各候補者の略歴等は、平成26年5月20日現在のものです。

第3号議案 当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成23年6月24日開催の当社第50回定時株主総会において、当社株式大量取得行為への対応策（買収防衛策）（以下、「現プラン」といいます。）を株主の皆様にご承認いただきましたが、その有効期間は、平成26年6月27日開催の当社第53回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）終結の時までとなっております。

当社は、現プランの有効期間満了に先立ち、現プラン導入後の情勢等を踏まえ、現プラン継続の是非の検討を行ってまいりました。その結果、平成26年5月20日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ることを条件として、実質的内容の変更を含まない所要の修正のみを行い、現プランを継続することを決議いたしました（以下、継続後のプランを「本プラン」といいます。）。

つきましては、本プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

1 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上への取り組み

(1) 当社の経営の基本方針

当社の経営理念は、「企業とは人々の幸せのために存在すべきものであり、それでこそ社会から支持され、存続することができる」という考えに根ざしており、これは創業以来不変のものであります。

上記経営理念に基づき、当社は、建築及び農業分野における旧来の流通機構を改革し、真のチェーンストア産業の確立を目指してまいります。

(2) 当社企業価値の源泉

上記基本方針に基づき、当社は、チェーンストアシステムの経営により、本来のホームセンターのあるべき姿を追求し、世の中の人々の豊かな暮らしを実現すべく、流通機構のイノベーションに取り組み、企業価値を向上させてまいりました。

当社は、圧倒的な売場面積と品揃えでプロのお客様のご要望にもお応えできる大型店の「パワー」、豊富な品揃えで業務需要等にも対応できる「ホームセンター」、そしてDIY用品と園芸用品に特化した当社独自の専門店業態である「ハードアンドグリーン」を全国に展開しております。これらの業態を商圈の規模に応じ「船団方式」で出店することで、店舗網の拡大とドミナントエリアの形成に努めてまいりました。平成26年3月31日現在、「パワー」28店舗、「ホームセンター」145店舗、「ハードアンドグリーン」962店舗、「アテナ」15店舗、合計で1,150店舗を全国に出店しております。

また、商品開発に関しましては、業界最多の標準化された店舗のマスの力を活かすことで、原材料の段階から、加工・運搬・販売・消費に至るまでの全ての過程において、お客様の視点に立ったシステムの構築に努めてまいりました。特に、金物・資材・建材と園芸・農業用品分野におきましては、旧来の流通機構を近代化することで、プロのお客様のご要望にお応えすべく価値ある商品をより廉価で提供できる仕組みを構築してまいりました。

そして、このような店舗や商品等を支えるものが、当社独自のインフラである物流システムと情報システムであります。これらのシステムを駆使することで、きめ細かな商品管理や店舗におけるローコストオペレーションを実現してまいりました。更に「KOMERI.COM」によるインターネット事業の拡大や、「コメリリフォーム」によるリフォーム事業の展開、国内ホームセンター業界では初の自社運営となる「コメリカード」「コメリ・ビジネスカード」「コメリ・アグリカード」によるカードサービスの提供により、様々なお客様の幅広いニーズにもお応えできる体制を整えてまいりました。

このように、当社は、独自のインフラによる新たな流通機構の構築と多店舗出店を行うことで、業界最多の標準化された店舗のマスの力を最大限に活かした経営を行っております。

これら他社が真似のできない当社独自の経営ノウハウが当社の企業価値の源泉となっており、これらを十分に理解せずに行う経営では、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上ができないものと考えております。

(3) 企業市民としての責任

当社は、本業を通じて出店地域のお客様のお役にたてる存在になることが、CSR活動（企業の社会的責任）の基本と考えます。それと同時に、企業は、お客様や地域の皆様に生かされていると考えております。そのような考えに基づき、日頃お世話になっている出店地域の皆様への感謝の気持ちをこめて、平成2年より、毎年利益の1%相当額を原資として社会還元事業を行ってまいりました。主に「公益財団法人コメリ緑育成財団」及び「NPO法人コメリ災害対策センター」における活動を通じて、この1%還元事業を行っております。

① 公益財団法人コメリ緑育成財団

当社は、平成2年に、花と緑あふれるふるさとづくりを目的とし、「コメリ緑資金の会」を設立いたしました。設立当初は出店地域における緑化活動への支援が主な事業でしたが、出店地域の広がりとともに当社に期待される役割も変化してきたことから、平成8年に、園芸・農業分野における研究開発への支援を行うため「財団法人緑育成財団」を設立いたしました。さらに平成11年には、当社従業員が休日等を利用して出店地域の保育園、幼稚園、小中学校等における緑化活動に参加する「コメ

リ緑資金ボランティア」制度を導入し、一層地域に根ざした活動を行っております。

このように、「コメリ緑資金の会」「財団法人緑育成財団」「コメリ緑資金ボランティア」のそれぞれにおいて、「緑」をテーマに事業を行ってまいりましたが、この1%還元事業をさらに拡大し、広く自然環境の保全・整備事業及び農業の担い手育成支援事業等にも取り組んでいくため、平成24年にこれらの事業を統合し、「公益財団法人コメリ緑育成財団」として新たにスタートいたしました。

② NPO法人コメリ災害対策センター

近年多発しております自然災害に対して、流通に携わる当社が果たすべき最大の役割は「物資の供給責任」であると考え、平成17年、災害発生時の活動基盤として「NPO法人コメリ災害対策センター」を設立いたしました。当法人では、当社グループの物流・店舗網を最大限に活用し、また当社取引先を中心とする協力企業により構築された災害対策ネットワークのもと、出店地域の各自治体・団体との間で物資供給協定を締結し、災害発生時には迅速かつ円滑な物資供給を行っております。

また、広報誌やホームページを通じた災害関連情報の提供及び防災訓練への参加など防災啓発活動にも力を注いでおります。

このように、当社は、主に「公益財団法人コメリ緑育成財団」及び「NPO法人コメリ災害対策センター」における活動を通じて、企業市民としての社会責任を果たすべく、独自性のある社会還元事業を行っております。これからも、豊かで安全な市民生活の実現に貢献できるよう努めてまいります。

(4) コーポレート・ガバナンス強化への取り組み

当社は、「執行役員制度」「取締役の任期1年」「取締役及び執行役員の担当制」を採用し、独立性が高い社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。その結果、業務執行機能が分離された取締役会は、少数の取締役での運営となり、戦略的意思決定とコンプライアンスの強化が図れるとともに、経営環境の急激な変化に対応できる体制が構築されております。

当社は、引き続き、コーポレート・ガバナンスの強化を図る体制を確保してまいります。

2 本プラン導入の目的

当社は、株式の大量買付けであっても、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付けの中には、その目的等から見て企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付けの内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は上記1（2）に記載のとおり、当社独自の経営ノウハウにあり、これが当社の株式の大量買付けを行う者に十分に理解されない場合には、当社の企業価値及び株主共同の利益は毀損されることとなります。

一方、現時点において、末尾記載の「別掲 大株主の状況」とおり、当社株式における当社役員及びその関係者等の保有比率は約40%となっておりますが、過去においても、自由意思による株式の売買が行なわれており、今後においても同様であります。また、個人の大株主のなかには高齢者もおり、今後相続等により、個人及びその関連会社所有の当社株式の譲渡・処分等を行うことは否定できず、株式の流動性が大きく増す可能性を常に有しているといえます。また、当社は、今後も多店舗出店を行ってまいります。出店が加速していく中で、設備投資資金の調達はきわめて重要であり、資金調達を資本市場に求める際には、流通する株式の増加とともに、各株主の株式所有割合が低下することとなります。

このように、今後、当社の発行する株式の流動性が増した場合、当社企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大量買付けが行われる可能性も否定できないものであります。

当社は現在、特定の第三者から大量買付けを行う旨の通告や提案は一切受けておりませんが、企業は、将来を見据え課題に対処していくべきものであり、このような行為に対する対応は平時より策定し、表明しておく必要があると考えております。

こうしたことから、当社は、当社株式に対する大量買付けが行われる場合、一定の手続きにより行われることが株主共同の利益に合致すると考え、下記のとおり事前の情報提供等に関する手続きを設定することといたしました。

3 本プランの内容

(1) 本プランの概要

① 本プラン発動に係る手続きの設定

本プランは、当社の株式等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付け等」といいます。）が行われる場合に、買付け等を行う者（以下「買

付者等」といいます。) に対し、事前に当該買付け等に関する情報を求め、当該買付け等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様にご当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続きに従うことなく買付け等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合には、当社は当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式の発行と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点のすべての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に定義されます。）により割当てます。

③ 取締役の恣意的判断を排するための特別委員会の設置

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、別途定める特別委員会規則（概要については別紙Ⅰをご参照ください。）に従い、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。なお、本プランに基づく本定時株主総会時点における特別委員会委員候補者の氏名・略歴については、別紙Ⅱに記載のとおりです。

④ 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が発行された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの対象となる買付け等

以下の①または②に該当する買付け等がなされる場合、対象となります。

- ① 当社が発行する株式等¹について、保有者²の株式等保有割合³が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行する株式等⁴について、公開買付け⁵に係る株式等の所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

¹ 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」をいいます。本書において別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質

的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

- 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)本書において同じとします。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」をいいます。本書において同じとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」をいいます。本書において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」をいいます。本書において同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定される「特別関係者」をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外のものによる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

(3) 買付者等に対する情報提供の要請

上記(2)に定める買付け等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的であると認めた場合を除き、まず、当社宛に、下記の内容の「意向表明書」を提出していただきます。

- ① 買付者等の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先
- ② 提案する買付け行為の概要
- ③ 本プランに定める手続きを遵守する旨

その上で、買付者等には、当社に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)を当社の指定する形式及び方法により提供していただきます。当社取締役会は、上記の買付者等による意向表明書受領後10営業日以内に、買付者等から当初提供いただくべき本必要情報のリストを当該買付者等に交付いたします。なお、意向表明書及び本必要情報における使用言語は、日本語に限ります。

本必要情報の具体的内容は買付者等の属性及び買付け行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下の事項を含みます。

- (i) 買付者等及びそのグループ(共同保有者⁸、特別関係者及び(ファンドの場合は)各組合員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報、当該買付け等による買付け等と同種の過去の取引の詳細及びその結果等を含みます。)
- (ii) 買付け等の目的、方法及び内容(買付け等の対価の価額・種類、買付け等の時期、関連する取引の仕組み、買付け等の方法の適法性、買付け等の実現可能性に関する情報等を含みます。)

- (iii) 買付け等の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報を含みます。）
- (iv) 買付け等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- (v) 買付け等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策、及び配当政策
- (vi) 買付け等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- (vii) その他当社取締役会及び特別委員会が合理的に必要と判断する情報

8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）本書において同じとします。

当社取締役会は、本必要情報を受領した後、速やかにこれを特別委員会に提供するものといたします。

特別委員会は、買付者等から提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報としては不十分であると認められる場合には、買付者等に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

(4) 買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者等から本必要情報が提出された場合、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という観点から本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等の比較検討等を行うために、当社取締役会に対して適宜回答期限を定めた上（原則として60日を上限とします。）、買付者等の買付け等の内容に対する意見（留保する意見を含むものとします。以下、同じとします。）、その根拠資料及びその代替案（もしあれば）その他特別委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に情報の提供を要求したものも含みます。）を受領した後、必要な情報が十分に提供されたと判断し、その旨を当社取締役会に伝えた日から、原則として最長60日の検討期間（ただし、特別委員会の判断により、下記（5）④に記載する場合等には、特別委員会は当該期間を延長する決議ができるものとします。）（以下、「特別委員会検討期間」といいます。）

す。)を設定いたします。

特別委員会は、特別委員会検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付け等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討を行います。また、特別委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付け等の内容を改善させるために、自らまたは当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、また、株主の皆様に対する当社の代替案の提示等を行うものとします。

買付者等は、特別委員会が、特別委員会検討期間内において、当社取締役会を通じて、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。なお、買付者等は、特別委員会検討期間が終了するまでは、買付け等を開始することはできないものとします。

特別委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができるものとします。

③ 情報開示

特別委員会は、自らまたは取締役会を通じて、買付者等が現れた事実、買付者等から本必要情報が提出された事実、特別委員会検討期間が開始した事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び本必要情報の概要その他の情報のうち特別委員会が当社株主の皆様判断のために必要と認める事項を、特別委員会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(5) 買付け行為への対応手続き

① 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守した場合

特別委員会が、買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守したと判断した場合には、原則として対抗措置の不発動を勧告し、当社取締役会は、原則として、当該買付け行為に対する対抗措置は取りません。

買付者等の買付け提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付け提案と本必要情報、及びそれに対する当社取締役会の意見・代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

ただし、買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守した場合であっても、当該買付け行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著

しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらすと特別委員会が判断した場合には、対抗措置の発動を勧告し、例外的に、当社取締役会は、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える対抗措置を取ることがあります。

当該買付け行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かについて特別委員会が検討及び判断する際には、その客観性及び合理性を担保するため、特別委員会が買付者等の提供する買付け後の経営方針を含む本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該買付者及び買付け行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該買付け行為が当社株主全体の利益に与える影響を検討し、本プランに基づく対抗措置を例外的に発動すべき場合か否かについて当社取締役会に勧告をいたします。

買付け行為が当社企業価値及び株主共同の利益を著しく損なう等、当社に回復し難い損害をもたらす場合としては、以下のような例を想定しております。

- (i) 以下に掲げる行為等により当社企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすと判断される買付け行為
 - (ア) 当該買付け等が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合
 - (イ) 当該買付け等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者等やそのグループ会社等に移譲させる目的であると判断される場合
 - (ウ) 当該買付け等が、当社の経営を支配した後に、当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定であると判断される場合
 - (エ) 当該買付け等が、当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的であると判断される場合
- (ii) 当該買付け等が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買収を勧誘することなく、二段階目の買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など株主に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあると判断される場合

- ② 買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守しない場合
買付者等が本プランにおいて定められた手続きを遵守しなかった場合には、具体的な買付け方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社及び当社株主全体の利益を守ることを目的として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告する場合があります。
- ③ 対抗措置発動の中止等の勧告について
特別委員会は、上記①または②において、買付け行為に対して本プランに基づく対抗措置を発動することを勧告した後、買付者等が買付け等を撤回した場合、または対抗措置発動の勧告を判断した際の前提となった事実関係に変更が生じ、対抗措置発動を実施することが相当でなくなった場合において、当社取締役会に対し対抗措置の発動を中止するよう勧告するものといたします。
- ④ 特別委員会評価期間の延長
特別委員会が、当初の特別委員会評価期間の終了時まで、対抗措置の実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者等の買付け等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討等が必要とされる合理的な範囲内で、特別委員会評価期間を延長する旨の決議を行います（ただし、30日間を超えないものとします。）。
上記決議により特別委員会評価期間が延長された場合、特別委員会は、自らまたは取締役会を通じて、株主の皆様に対して、特別委員会評価期間の具体的な延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由の情報開示を行った上で、引き続き情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に対抗措置の実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものいたします。
- ⑤ 当社取締役会による特別委員会の勧告の尊重
当社取締役会は、特別委員会の上記勧告を最大限尊重し、本プランに基づく対抗措置の要否等を最終的に決定いたします。

4 本新株予約権の無償割当ての内容

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての内容は、以下のとおりです。

(1) 本新株予約権の割当対象となる株主

当社取締役会が別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社株式は除きます。）1株に対し本新株予約権1個の割合で本新株予約権を割当てます。

(2) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）と同数といたします。

- (3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。
- (4) 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、原則として1株といたします。
- (5) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は1円といたします。
- (6) 本新株予約権の行使期間
本新株予約権の行使期間は、本新株予約権の発行日（ただし、本新株予約権発行決議において当社取締役会が別途これに代わる日を定めた場合には当該日）を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権の発行決議において当社取締役会が定める期間といたします。ただし、下記(9)①に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日といたします。
- (7) 本新株予約権の行使条件
- ① 以下の者は新株予約権を行使することができないものといたします。
- (ア) 特定大量保有者¹
 - (イ) 特定大量保有者の共同保有者
 - (ウ) 特定大量買付者²
 - (エ) 特定大量買付者の特別関係者
 - (オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは継承した者
 - (カ) 上記(ア)ないし(オ)記載の関連者³
- 1 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者、その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
- 2 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されま

- す。以下同じとします。)の開始の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株式等(金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)とその者の特別関係者の株式所有割合とを合計して20%以上となる者をいいます。
- 3 実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、または、その者と協調して行動するものとして当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される場合をいいます。)をいいます。
- ② 上記①にかかわらず、下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとします。
- (ア) 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義されます。)または、当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)
- (イ) 当社を支配する意図がなく上記①(ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記①(ア)に記載する要件に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株式等を処分することにより上記①(ア)に記載する要件に該当しなくなった者
- (ウ) 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記①(ア)に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後自己の意思により当社の株式等を新たに取得した場合を除きます。)
- (エ) その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、いつでもこれを認めることができます。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限りません。)
- ③ 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し、(ア)所定の手続きの履行もしくは(イ)所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含みます。)の充足、または、(ウ)その双方(以下「準拠法行使手続き・条件」と総称します。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続き・条件が全て履行または充足されたとき当社取締役会が認めた場合に限り新株予約権を行使することができ、これが充足され

たと当社取締役会が認めない場合には新株予約権を行使することができないものといたします。ただし、当該管轄地域に所在する者に新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続き・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わないものといたします。また、当該管轄地域に所在する者に新株予約権の行使をさせることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、新株予約権を行使することができないものといたします。

- ④ 上記③にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、（ア）自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家（accredited investor）であることを表明、保証し、かつ（イ）その保有する新株予約権の行使の結果取得する当社株式の転売は東京証券取引所における普通取引（ただし、事前の取り決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとします。）によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該新株予約権を行使することができます。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続き・条件を履行または充足するものとします。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記（ア）及び（イ）を充足しても米国証券法上適法に新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、新株予約権を行使することができません。
- ⑤ 新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが特定大量買付者等に該当せず、かつ、特定大量買付者等に該当する者のために行使しようとしている者でないこと、及び新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものといたします。
- ⑥ 新株予約権を有する者が本規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものといたします。

（8）本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

(9) 本新株予約権の取得条項

- ① 当社は、行使期間開始日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会の決定により、当社取締役会が定める日（以下「取得日」といいます。）をもって、取得日の前日までに未行使の新株予約権（ただし、新株予約権を行使できない者が有する新株予約権を除きます。）を取得することができるものとし、これと引換えに、新株予約権1個につき、対象株式数の当社普通株式を発行することができるものとします。

(10) 新株予約権証券の不発行

本新株予約権証券は発行しないものとします。

5 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結時から平成29年3月期の定時株主総会終結時までの約3年間といたします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止することが可能であるものといたします。

また、当社取締役会は、法令（会社法及び金融商品取引法を含みます。）の新設または改正により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、特別委員会の承認を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

6 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足し、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計されております。

(2) 株主意思の重視

本プランは、本定時株主総会において株主の皆様のご承認の下に継続されます。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の定時株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合や、当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、本プランの導入及び廃止は、株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 特別委員会の設置と情報公開

当社は、取締役の恣意的判断を排するため、本プランの発動等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができ、判断の公正さ・客観性がより強く担保されております。

また、その判断の内容等につきましては、情報開示を行い、本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されております。

(4) 対抗措置を発動する要件の設定

本プランは、上記3（5）「買付け行為への対応手続き」に記載のとおり、対抗措置の発動に関して、合理的な客観的要件を定めており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

7 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本方針に基づき、別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。かかる割当てを受けた株主の皆様が、所定の権利行使期間内に、下記（3）記載の手続きを経なかった場合、他の株主の皆様による本新株予約権の行使に伴い、その保有する当社株式につき希釈化が生じますが、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得する手続きをとった場合には、株主の皆様は、下記（3）記載の手続きを経ることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、こうした希釈化は生じません。

なお、当社は、割当期日や本新株予約権の無償割当ての効力発生後においても、例えば、買付者等が買付け等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の行使期間開始前日までに、当社が本新株予約権者に当社株式を交付することなく無償にて本新株予約権を取得することがあり、その場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないことから、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提として売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の被害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴い株主の皆様に必要な手続き

当社取締役会が本プランに基づき、新株予約権無償割当ての決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式に応じて新株予約権が割当てられます。

また、当社は、割当期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の様式によるものといたします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、権利行使期間内にこれらの必要書類を提出し、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

ただし、当社が取得の手続きを取った場合には、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式が発行されることとなります。（なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定大量保有者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）

上記の他、払込方法等の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表または通知いたしますので当該内容をご確認ください。

以上

特別委員会規則の概要

- 1 特別委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- 2 特別委員会の委員は、3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
- 3 特別委員会委員の任期は、選任の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、特別委員会委員としての任期も同時に終了する。
- 4 特別委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、特別委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権の無償割当ての実施または不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が特別委員会に諮問した事項
- 5 上記に定めるところに加え、特別委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本プランの対象となる買付け等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 買付者等の買付け等の内容の精査・検討
 - ④ 買付者等との交渉・協議
 - ⑤ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑥ 特別委員会検討期間の延長の決定
 - ⑦ 本プランの修正または変更に係る承認
 - ⑧ その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項

- ⑨ 当社取締役会が別途特別委員会が行うことができると定めた事項
- 6 特別委員会は、買付者等に対し、意向表明書の記載内容及び提供された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提供するよう求める。また、特別委員会は、買付者等から本必要情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に買付者等の買付け等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報を提供するよう要求することができる。
 - 7 特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付け等の内容を改善させる必要があれば、直接または間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会の代替案の株主に対する提示等を行うものとする。
 - 8 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - 9 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
 - 10 各特別委員会委員は、買付け等がなされた場合その他いつでも特別委員会を招集することができる。
 - 11 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特別委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

別紙Ⅱ

特別委員会委員候補者の氏名・略歴

松田 修一（まつだ しゅういち）

【略歴】

昭和61年4月 早稲田大学システム科学研究所助教授
平成3年4月 早稲田大学システム科学研究所教授
平成9年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科MBA担当教授
平成12年6月 当社取締役（現任）
平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科MOT担当教授
平成24年4月 早稲田大学名誉教授（現任）

※松田修一氏は、会社法第2条第15号に規定される社外取締役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

藤田 善六（ふじた ぜんろく）

【略歴】

昭和55年4月 弁護士登録
昭和60年6月 藤田善六法律事務所開設
平成2年4月 新潟県弁護士会副会長
平成12年6月 当社社外監査役（現任）
平成15年4月 新潟県弁護士会副会長
平成19年4月 新潟県弁護士会会長
平成23年4月 日本弁護士連合会副会長

※藤田善六氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

田久保 武志（たくぼ たけし）

【略歴】

昭和53年10月 プライスウォーターハウス会計事務所入所
昭和59年8月 田久保公認会計士事務所開設
平成22年6月 当社社外監査役（現任）

※田久保武志氏は、会社法第2条第16号に規定される社外監査役であります。

なお、同氏と当社との間に特別の利害関係はございません。

また、当社は、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

別掲

大株主の状況

(平成26年3月31日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 米 利	13,734,642	27.0
捧 賢 一	2,717,585	5.4
日本マスタートラスト信託 銀行株式会社(信託口)	1,563,900	3.1
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理 サービス信託銀行株式会社	1,500,000	3.0
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口9)	1,428,600	2.8
株 式 会 社 第 四 銀 行	1,325,373	2.6
有 限 会 社 さ さ げ	1,300,647	2.6
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,186,400	2.3
捧 欽 二	1,142,397	2.2
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SECS L E N D I N G O M N I B U S A C C O U N T	1,020,865	2.0

(注) 1. 当社は、自己株式3,625,547株を保有しておりますが、上記大株主から除外しておりません。

2. 持株比率は自己株式を除いて算出しております。

株主総会会場ご案内図

株式会社コメリ本店 大会議室（4階）

新潟市南区清水4501番地1

電話（025）371-4111(代)



交通のご案内

上越新幹線ご利用の場合

当日は、燕三条駅（三条口側）出口から送迎車をご利用いただけます。

乗車場所は係員がご案内いたします。

運行時間：9時10分発、9時30分発の2便で運行いたします。

お車でお越しの場合

北陸自動車道 三条燕インターより新潟方面へ車で約15分

巻潟東インターより加茂方面へ車で約15分